



行政課では、公正な契約を締結するため、事業者の資格審査や入札手続きを実施しています。

○新たな取組について○

行政課では、令和5年度から新たに「日進市週休2日制工事」を発注します。

公共工事は公共工事の品質確保の促進に関する法律において、適正な工期設定が責務とされるとともに、建設業法において、著しく短い工期による契約の締結が禁止されています。

また、令和6年4月から建設業における時間外労働規制が適用されることに伴い、事業者や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図ることを目的として実施されます。

○日進市週休2日制工事とは○

週休2日制工事は、工事施工に着手し始めてから工事が完成するまでの期間において、4週間のうち8日以上、工事現場を休工しながら、施工する工事のことです。

対象期間中のうち、事業者が休工を実施した状況の割合に応じて、工事諸経費の増額を行います。

	日進市	事業者
契約締結		
準備期間		実施計画を報告
施工開始	取組状況を毎月確認	4週間のうち 8日以上工事現場を休工
施工完了		実施状況を報告
後片付け期間	工事諸経費を増額するため、変更契約を締結	
工事完了		

○行政契約における建設産業の役割について○

近年では災害が頻発、また、激甚化している中で、災害時の応急対応や復旧工事など、地域社会の安心・安全を担う「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える重要な役割を担っています。

○発注者の課題と役割について○

重要な役割を担う建設産業ですが、建設現場における高齢化や若者離れが深刻な問題となっており、将来の担い手の確保が急務となっています。将来の地域の守り手を確保するため、労働者が活躍しやすい環境の整備が発注者に求められています。

新たに実施される日進市週休2日制工事もその一環であり、「持続可能な建設産業の構築」のため、日進市として取り組んでいます。